

熊本地震と被災文化財の救出について

～ 一現場作業員の視点から ～

竹原明理（美術工芸担当）

はじめに

平成28年（2016）4月14日（木）と16日（土）。2度の大きな地震が熊本を襲ってから1年以上経った。今でも思い出したかのように身体に感じる揺れが起こる。14日以降、震度1以上の地震は、1年以上を経た平成29年（2017）4月18日時点で4300回となっている¹。災害関連死を含めた死者は220人以上、負傷者は2,700人を超えた。

文化財に関しては、熊本県内で、国指定・国登録文化財が96件（301件中）、県指定文化財が54件（384件中）、合わせて150件に被害があり、これは国指定・国登録・県指定文化財全体の21.9%にあたりと報告されている²。その他の未指定文化財の被害については、いまだ全体像が把握されていない。

当館は、平成27年（2015）7月よりリニューアル工事のため全館休館中である。収蔵資料の多くは工事に伴い、しっかりと梱包した状態で契約倉庫に保管中であったため、地震による収蔵資料の被害は比較的少ないほうだったと言えるだろう。それでも、博物館敷地内で管理していた資料には一部被害が出た【図1】。

また、当館が所管している城南町の塚原歴史民俗資料館は、展示室・収蔵庫ともに甚大な被害を受けた【図2・3】。収蔵品の多くは棚から滑り出し、収蔵棚と壁とを固定する金属棒が振り切れ、ねじれていた【図4】。

14日の発災直後から避難所が開設されることとなり、当館職員も順番で昼夜さまざまな避難所運営に従事した。筆者の場合、15日の夕方から16日の朝に

かけて市内の避難所運営に従事することとなり、某小学校の体育館へ向かった。「昨日は怖かったですね」「今日は揺れが少ないですね、落ち着いたんでしょかね」などと地域住民と話し、交代で睡眠を取っているところに大きな揺れが発生した。後に「本震」と呼ばれた2度目の大きな揺れであった。建物ごと下から大きく突き上げられ、立つのもやっとだった。他の市役所職員と共に避難者を運動場に誘導した。外に出ると各所でガス管が損傷しているのか、ツンとしたガスの臭いが立ち込めていた。大きな揺れは収まったものの、その夜も揺れが続き、建物そのものが安全かどうか判断できなかったため、夜間はまだ肌寒く感じる運動場でしばらく待機することとなった。小学校のトイレが故障し、溜まっていく汚物を清掃するのがやっとだった。

揺れが続く中、建物の中に居る恐怖というのは多くの方が味わったことだろう。このことは、車中泊による避難者が多かったことからわかる。この「建物の中に居る恐怖」というのは、筆者にとってその後の被災文化財の救出現場で作業する中で、少なからず心身に影響を与えていたように思う。

本稿は、熊本地震によって被災した未指定文化財（以下、被災文化財）について、所有者等から相談を受け、当館単独、あるいは「熊本県被災文化財救援事業」（以下、文化財レスキュー事業）等で救出現場に初めて作業員として従事した学芸員による記録である。当館の各分野の学芸員が被災文化財について種々の相談を受け、筆者は美術工芸分野の担当学芸員として対応にあたった。地震から1年経って

¹ 気象庁地震火山部「『平成28年（2016）熊本地震』（平成28年4月14日21時～）震度1以上の最大震度別地震回数表（平成29年4月18日現在）」http://www.data.jma.go.jp/svd/eqev/data/2016_04_14_kumamoto/yoshin.pdf（2017年4月18日アクセス）

² 熊本県教育庁文化課「熊本震災における被災文化財について（平成28年6月27日）」

https://www.pref.kumamoto.jp/common/UploadFileOutput.ashx?c_id=3&id=16289&sub_id=1&flid=73277

（2017年4月14日アクセス）

もなお、公費解体が進む度にいずれかの機関に被災文化財に関する相談が寄せられる。今後も何らかの形でこうした被災文化財の相談に対応していく上で、本稿を執筆することとした。

1. 情報収集とその対応

(1) 呼びかけ

地震発生からの当館の取り組みについては、本書の「I. 熊本地震の被害と対応」で述べられているが、今回の地震発生時に当館がリニューアル工事のために休館していたことは、これまでの大規模な災害時においても特殊な状況であっただろう。地震による影響の有無を確認する躯体調査等によって、工事およびリニューアル業務が一時的に中断することとなった。とはいえ、各職員昼夜の避難所対応が続き、罹災証明書発行や家屋の被害調査等の担当として一定期間従事することになった職員もいる。

そうした中、4月19日に当館名義で「民間所在の文化財・歴史・民俗資料の保全に関する呼びかけ」(以下、呼びかけ文)を、博物館ホームページや熊本市のフェイスブックなどで公開した。呼びかけ文は、SNSのほか新聞などで取り上げられることで情報が拡散された³。地震後間もないさまざまな混乱や迷いの中で、まさに「手探り状態で始めた」のが実情であった⁴。

呼びかけ文を公開したが、当館はリニューアルによる全面工事のため、博物館の建物を使用することはできず、被災文化財等を受け入れることはできない。この呼びかけ文は、あくまで廃棄せずに自宅での保管をお願いするものであった。後に、国立文化財機構防災ネットワーク推進室長(当時)の岡田健氏が「どこに被災資料を逃がすかということをしっ

かり作る、というところから考えないと、そもそも話が出来ない」⁵と指摘したとおり、今後の大災害に備えて呼びかけの準備や方法を再検討する必要があるだろう。

また、今後備えて、呼びかけ文の公開に加え、災害時の巡回調査あるいは平常時の調査の実施も再度検討が必要と考える。呼びかけ文によって廃棄などを思いとどまった所有者がいる一方で、廃棄された被災文化財も多くあるだろう。「所蔵者の自発的な行動に期待するだけでは歴史資料の保全はできない」[仙台市博物館 2014:33]のであり、災害時にこそ「平常時に歴史資料を所蔵する市民に対して博物館がどのようなサポートを行ったのか、市民とどのような関係を結んでいたかが問われる」[仙台市博物館 2014:34]ということを改めて自覚しておきたい。

(2) 情報収集

当館の場合、地震発生直後は直接的な相談というよりも、とにかく情報収集の段階であった。当館の所蔵品・寄託品の安否確認はもちろん、市内外の博物館施設や文化財の被災状況の情報収集に可能な限りあつた。これも手探りに近いものがあつた。4月23日に熊本大学文学部附属永青文庫研究センターを事務局として発足した「熊本被災史料レスキューネットワーク」(以下、熊本史料ネット)に当館学芸員が加入し、被災文化財の更なる情報共有が可能となった。収集された情報は、後の文化財レスキュー事業での情報共有・実施に引き継がれていった。

また、平成27年度より当館が熊本県博物館連絡協議会(以下、県博協)の会長館を務めていたことか

³ 平成28年(2016)4月21日付『日本経済新聞』では、「被災住宅の歴史資料『処分しないで』熊本博物館が呼びかけ」といった見出しで掲載された。なお、4月26日には大分県立歴史博物館が「被災された県民の皆さまへ文化財の保存についてのお願い」を公開している。

⁴ 平成28年(2016)12月4日に九州国立博物館で開催された公開シンポジウム「熊本地震と文化財レスキュー」第3部パネルディスカッション「熊本文化財レスキューから学ぶ」における当館館長・和田仁の発言より(九州国立博物館編『平成28年度文化財防災ネットワーク推進事業-九州国立博物館の取り組み』153頁)。

⁵ 注4と同じく「熊本地震と文化財レスキュー」シンポジウムより(九州国立博物館前掲載書、153頁)。

ら、県域44の加盟館の被害状況の取りまとめを行った。情報収集をしていく中で、実際に相談が寄せられることがあった。しかし、この時点では残念ながら具体的な救出策を検討・実施するには至らなかった。今後は、千葉県博物館協会による「博物館資料救済システム」（平成26年度構築）や愛知県博物館協会による「災害発生時における支援活動要領」（平成27年策定）などに倣い、災害時の協会としての取組みについて検討していく必要があるかもしれない。その後、この被災状況の取りまとめは熊本県博物館ネットワークセンター（以下、ネットワークセンター）に引き継がれ、情報が更新されていった。

4月下旬頃からは、個人等から当館へ被災文化財について直接相談されることも増えていった。熊本市の組織体制として、当館は教育委員会に属するが、種々の文化財等を管轄する文化振興課は市長部局に属するため、双方の情報共有が必要であった。寄せられた相談については、概要を聞き取った上で出来るだけ現場に向かい、状況を確認するよう努めた。

2. 救出とその後

(1) 初動

他館でも同様と思われるが、当館に寄せられた相談の傾向は3つに分かれる。1つ目は、被災文化財の「一時保管」を希望する場合、2つ目は、被災文化財をそのまま館に「寄贈」する場合、3つ目は、建物そのものの修復に関する相談である。1つ目と2つ目については、いずれにせよ壊れた建物内から資料を取り出さなくてはならない。その多くが未指定文化財、中には今まで全く知られていなかった文化財もある。これらは、救出されなければ、建物が解体されることによって、瓦礫と共に失われてしまう可能性がある。所有者から「預かってほしい」

「貰ってほしい」といった声が出ることは、被災文化財にとって幸運なのかもしれない。残念ながら、文化財の所有が予想されながらも、いつの間にか更地になってしまった建物がいくつもある。

3つ目についてもほとんど未指定の建物についての相談である。しかしながら、被災した建物の復旧について、専門外の立場から安易なことは言えない。現場に出向き、被害状況を撮影し、ヘリテージマネージャー（歴史文化遺産保全活用推進員）など建築の専門家に報告し、現場に出向いてもらえるよう調整する形をとった。

長期化していく被災文化財の相談に、市役所職員として、学芸員として、どのように、どのくらい対応すべきかには各々の判断があるだろう。ここで、東日本大震災で多くの文化財レスキューの現場に参加し、継続的に支援を続けている国立民族学博物館の日高真吾氏の解釈を引用しておきたい。日高氏は、文化財保護法第3条で文化財について「国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないもの」として、指定、未指定という区別が明記されていないことに注目している⁶。その上で、「行政が負うべき文化財の責任対象から未指定の文化財を排除してしまえば、もはや指定文化財という制度は成り立たない」とし、次のように続ける。

（指定文化財という制度は一筆者注）日ごろから、地域の文化財を正しく評価し、きちんとした管理をおこなうことで初めて達成されるものであり、文化行政はこの日常の保存活動にむしろ積極的に責任を果たさなければならない。この観点に立つならば、災害で地域の文化財が被災した場合、当然、その対応は保存あるいは管理という平常時での任務の延長線上に考えることができる。したがって、国または地方公共団体が指定、未指定を問わずに有形文化財全般をレスキューするこ

⁶ 文化財保護法第3条には、「政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。」とある。

とは、文化行政としてもきわめて自然な行為と位置づけられ、ここに文化財保護法の観点からの文化財レスキューの意義をみいだすことができるのである。[日高 2015: 15]

こうした観点を支えに、4月下旬から相談があった各現場へ業務として出向いた。また、被災文化財の一時保管を当館が引き受けることも想定して、5月には熊本市が所管する施設内の1室を借用することとした。ただし、同施設も被災しており、この時点では雨漏りによって1階部分が浸水していた【図5】。幸い借用した2階部分の1室は大きな被害がなかったため、被災文化財の一時的な保管場所として使用することにした。棚を購入して設置することができないため、清掃し、床に大きなブルーシートを張り、被災文化財を平置きすることにした。広さは約50㎡で、空調は故障しているが施錠は可能で、ブラインドをきちんと閉めればある程度遮光ができ、被災文化財をまずは雨風から守ることが可能である。

この一時保管場所で最初に受け入れたのは、熊本市内のA家から救出した被災文化財である。A家は代々職人であり、自宅には材料や道具、作品等が多く残されていた。昭和初期に建てられた木造の家は大きく傾き、雨漏りがしていた。熊本史料ネットの協力を得て、5月初旬に建築の専門家とA家に事前調査に入った。A家資料は地震前から所有者によって整理され、リスト化されており、どれを救出するかも所有者が選定していた。所有者の意向に基づいて救出を実施し、所有者の親族が引き取るまでの間、当館が一時保管することとした⁷。

建築の専門家の同行は、大きく被災したA家の建物内に入る上で欠かせなかった。被災文化財救出の現場となった建物のほとんどは、応急危険度判定で全壊や半壊といった判定を受けていた。余震が続く中で、被災した建物内に長時間滞在することは、肉体的にも精神的にも危険を伴う。作業にあたり、A家の建物のどこに筋交いを入れたら良いか、応急処置は可能か、滞在時間はどのくらいが限界かなどのアドバイスを受けた。さらに、A家の被災文化財救出にあたっては、地元の工務店に協力を請い、倒壊を防ぐための筋交いを入れてから実施した⁸。屋根の破損によって雨漏りが生じ、室内ではカビも発生していたため、ヘルメットと防塵マスク、手袋は欠かせなかった。これらの装備は、後の現場でも必需品となった。

A家の被災文化財を受け入れた時点で、当館が確保した一時保管場所はほとんど埋まってしまい【図6】、その後に相談された被災文化財の受入れが困難となった。A家の被災文化財のうち、濡れたものは新しい箱に入れ替え、所有者が作成したリストと現物の照合を行った。その後は定期的に室内の空気を入れ替え、データログで温湿度を記録していった。今後も同室を継続して借用予定だが、環境の改善を検討する必要がある。

所有者の被災を契機とした文化財の寄贈申し出については、各分野の担当者を窓口に対応を重ねてきた。特に歴史分野と民俗分野への寄贈相談が多く、古文書や民具等が館蔵資料となった。内容については、本書の「Ⅱ 学芸活動」を参照されたい。こうした地震をきっかけとした寄贈相談は、今後もしばらく続くものと思われる。

⁷ 当館名義でA家の被災文化財を一時保管する上で、博物館法第3条（博物館の事業）に依拠した。特に「一 実物、標本、模写、模型、文献、図表、写真、フィルム、レコード等の博物館資料を豊富に収集し、保管し、及び展示すること。」および「八 当該博物館の所在地又はその周辺にある文化財保護法（昭和25年法律第214号）の適用を受ける文化財について、解説書又は目録を作成する等一般公衆の当該文化財の利用の便を図ること。」に鑑み、将来その可能性があるという解釈のもと実施した。ちなみに、A家の資料を一括して救出すべきという声もあり、実際に検討もしたが、ここでは所有者の意向を尊重する形とした。幸いにも、その後残された資料のほとんどは所有者が新しい住居で保管することとなった。

⁸ 補強は、所有者と相談し、所有者負担の上実施した。

(2) 文化財レスキュー事業との関わり

阪神・淡路大震災、東日本大震災などでも発動された文化庁主導の文化財レスキュー事業は、平成28年7月より熊本でも実施されることとなった。今回の文化財レスキュー事業の趣旨は、「熊本地震によって被災した熊本県内の動産文化財等を緊急に調査・保全し、我が国の貴重な文化財等の廃棄・散逸を防止するため」とされている⁹。基本的には、所有者が生活を再建するまで、被災文化財の一時保管を行うものであり、所有者への返却を前提としている。「文化財等」となっていることで、ここで言う「文化財」とは指定・未指定を問わず対象になりうるだろう。

今回の文化財レスキュー事業については、すでに『平成28年度文化財防災ネットワーク推進事業－九州国立博物館の取り組み－』の中で報告されているほか、いずれ詳細な報告が刊行されるものと思われる。ここでは、文化財レスキュー事業による被災文化財の救出現場に一作業員として従事した立場から、いくつか所感を述べておきたい。

他館や熊本史料ネット等との情報共有から、熊本市内の被災文化財救出の相談は7月までに増えていた。しかし、一時保管の受け入れ先がなかなか決まらず、特に熊本市内の相談はいずれも分量が多かったことから、県内の既存の組織だけでは救出が困難な状況にあった。応急危険度判定で「危険」の判定を受けた建物は、梅雨時の大雨や台風によって傷み、内部に保管されている文化財の劣化や損傷が進行していることが予想された。外部からの人的・物的支援、あるいは文化財レスキュー事業の始動を待たざるを得ない状況となっていた。

7月以降、文化財レスキュー事業が熊本で開始されたのと同時期に、熊本史料ネットと当館が窓口となっていた熊本市のB寺が近日中に解体されるとの連絡が所有者から入った。このB寺の被災文化財救出が熊本における文化財レスキュー事業の第1回目

となった。B寺以降、熊本市内外の多くの被災文化財救出が行われ、平成29年（2017）3月末時点で、文化財レスキュー事業で対応した相談は27件、救出された被災文化財は1万点を超える。この中には、文化財レスキュー事業始動以前から、当館や熊本史料ネット、ネットワークセンター、熊本県立美術館等が先行して対応していた「先行レスキュー」とされるものが引き継がれている。

文化財レスキュー事業において、当館は【図7】に示したスキーム図のうち、県博協の会長館の立場として参加することとなった。なお、九州国立博物館（以下、九博）が「九州救援対策本部」となり、ネットワークセンターに「現地本部」が設置された。こうした枠組みの中で、当館は熊本市内の被災文化財の相談窓口として、救出に向けた全体の調整役を担うこととなった。当館からは主に歴史・美術工芸・保存科学の学芸員3名が実働の作業員として参加してきた。また、県博協の会長館として、加盟館に被災文化財の救出時／救出後の作業について、応援職員の派遣を依頼するなどの役割を担ってきた。

文化財レスキュー事業では、被災文化財の救出を実施すると同時に、過去に実施された県内古文書等の悉皆調査をもとに安否確認も行った。当館も熊本市内の古文書等の安否確認調査に加わった。調査の中で、所有者が転居していたり、世代が変わったことなどによって、安否不明となってしまった文化財もあった。この安否確認調査は、今後、情報の追加・修正等、追跡調査を行う必要性を痛感する作業となった。

文化財レスキュー事業における被災文化財救出の手順では、現場で詳細な現状記録をとることになっていたため、当初戸惑いがあった。どのような形でその家の文化財が守られてきたのか、現状の記録を残しておくことは必要な作業であると理解しつつも、余震が完全に治まらない中で、被災した建物の

⁹ 文化庁ホームページ「熊本地震による被災文化財に対する取組について」のうち、「3. 熊本県被災文化財救援事業（熊本文化財レスキュー事業）」の説明より。http://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/hodohappyo/2016062003.html（2017年4月14日アクセス）

内部に長時間滞在しなければならなかったからである。被災文化財の救出という作業そのものが初めての経験であり、熊本市内の救出現場において全体の調整役をスムーズにこなすことができない場面も多く、所有者や関係機関の協力を得ながら何とか実施することができた。

秋頃になってくると、当館のリニューアル業務が再開し、救出後のクリーニング作業や整理作業に集中的に参加するのが難しくなっていた。文化財レスキュー事業によって救出された被災文化財の多くが熊本市内からの相談であったため、救出後の作業への従事日数が少ないことには忸怩たるものがある。

3. 今後の取り組み方に向けて

(1) 連携体制

熊本地震による被災文化財の救出形態は、およそ以下の3つのパターンに分けられる。①各市町村、各博物館・美術館、大学等（熊本史料ネットを含む）が単独で対応するもの。②文化財レスキュー事業によって被災文化財の一時保管を目的として救出を行うもの。③個人や民間団体等が独自に被災文化財の救出を行うもの。

①と②については文化財レスキュー事業の始動後、被災文化財の一時保管を目的に協働していったが、③については文化財レスキュー事業等との連携や協働が十分であったとは言いがたい。特に、熊本市内では城下町などの町屋を再生する活動があり、協働とはいかずともある程度の情報を共有する必要があるのではないだろうか。動産／不動産関係なく、その土地で所有者が代々守り伝えてきた文化財だからである。

文化財レスキュー事業などで一時保管している被災文化財は、建物の回復と所有者の生活再建が実現するまでは返却することができない。各所有者の再建への進捗・道程はさまざまであり、慎重に状況を見守っていくべきだろう。

建物の回復と関連して、「熊本地震被災文化財建造物復旧支援事業」（以下、文化財ドクター事業）との現場レベルでの情報共有・連携も必要と考え

る。たとえば、7～8月にかけて文化財レスキュー事業で行ったC家の被災文化財救出では、実施にあたって文化財ドクター事業の一員である建築士等から建物補強のアドバイスを受けた。また、文化財が保管されていた建物の屋根に穴が空いていたため、雨漏りを防ぐシートをかける作業が実施された【図8】。

また、熊本城近くのD神社では、石垣の崩壊によって城の櫓が神社の集会所を直撃した。集会所の中には神社の記録が残されており、文化財レスキュー事業で救出することとなった。完全に倒壊した建物の内部に入り込む必要があったため、熊本城総合事務所と解体業者の協力を得て、建物と地面の隙間に支えを入れ、安全を確保した。また、取り出した被災文化財は雨や湿気によってカビが発生していたため、廃材を使って風乾作業を実施した【図9】。

また、熊本市のE寺では本堂が被災し、庫裡が全壊した。庫裡の解体、撤去作業に合わせて、文化財レスキュー事業で寺の古文書や過去帳を探し救出する作業を行ったが、解体業者の手を度々止めることとなった。瓦礫と土の中から見つかった過去帳は、残念ながら激しく損傷していた【図10】。それでも、解体業者の協力が得られなければ実現できなかったことである。見つかった過去帳については、現在、固着を少しずつ解いていく作業を行っているが、残念ながら「断片」となってしまった過去帳を完全に復元することは難しい状況である。

いずれにしても被災した建造物に専門外の人間が立ち入る上で、建築の専門家のアドバイスは欠かせない。文化財レスキュー事業始動以後も多くの場面で協力をいただいた。

建築の専門家との連携に加えて、文化財レスキュー事業そのものの実施において、県下の博物館・美術館、市町村の文化財担当課との連携体制構築を再検討する必要もあるだろう。地域によっては実働が難しいという場合もあるが、情報を共有することで協力・補完態勢の充実を図ることができるだろう。

実際に、文化財レスキュー事業において当館が窓

口となったC家の被災文化財救出は、最初にF市の文化財担当者G氏が熊本史料ネットに相談したことによって始まった。G氏とC家の個人レベルでの交流がなければ、被災文化財の救出は始まらなかったのである。

被災文化財救出にあたっては、基本的に現場の所在地となる市町村の文化財担当者の協力が必要となるが、所有者と担当者との交流が十分でない場合も考えられる。これは当館においても例外ではない。各市町村文化財担当者との所有者の交流が保たれること、被災文化財の救出がどのような形で実施されているかを周知することは、未だ知られていない被災文化財が救出される可能性を広げ、更なる支援体制構築も望めるのではないだろうか。平成29年度に入り、熊本における文化財レスキュー事業は新たな体制が整備されつつある。今後はさまざまな見直しや改良が行われていくはずである。

(2) 救出の方向性

昨年の地震発生後、一現場作業員の立場としては、「この活動は誰のためにおこなうのか」＝「被災地に暮らす人々のため」[日高 2015:16]という意識のもと、被災文化財救出の現場では極力文化財の選別をすべきではないだろうと考えてきた。東日本大震災のレスキュー事業に従事した日高氏は次のような見解を示している。

どれが文化財でどれががれきやごみなのか判断がつかないものも多数でてくる。その場合は、すべてを救出の対象とした。一旦、廃棄されてしまったら、二度と発見されることはない。廃棄の判断はいつでもできるのである。救出活動のような過酷な環境での作業は、どうしても作業者の判

断を鈍らせてしまうことは否めない。だからこそ、「これも文化財かもしれない。だから、まずは救出しておこう」という心構えが必要となる。

[日高 2015:39]

今、この姿勢の維持と継続には作業員全体に相当な覚悟が必要であると痛感している。救出時はもちろん、一時保管場所の確保、クリーニング作業、整理作業、応急処置など、数量が多いほど場所と作業人員の長期的な確保が必要となる。時間が経つにつれ、一時保管場所の空き容量が少なくなる中、公費解体の進捗に伴って寄せられる被災文化財の相談に今後十分に対応できるのだろうか。被災文化財を救出するにあたって、場所と人手の確保は今後も大きな課題である。

ある被災文化財の所有者が語ってくれた「(自分たちが所有する文化財は－筆者注)先祖からの預かりものと思っている」という言葉が非常に印象的だった。たとえ、所有者が自家に伝わる文化財の一つ一つ、全てを把握していないとしても、通常我々が口にする「被災文化財」や「資料」といった言葉で一括りにできない思いがそこに込められているように感じた。被災文化財の救出と一時保管は、所有者が先祖から預かってきたもの(守り伝えてきたもの)を、一時的に第三者である我々が預かり、未来に残そうとする行為であることに改めて気付かされる。

一方、所有者にとっては「〇〇さえ見つければいい」という場合もあるだろう。しかし、さまざまな分野の専門家が関わる被災文化財の救出現場は、今まで所有者さえ認識していなかった文化財の存在やその価値を知る機会ともなる¹⁰。一時保管場所の容量不足が課題となる中で、被災文化財を最大限救出

¹⁰ 東日本大震災後に気仙沼市小々汐尾形家のレスキューに従事した元・リアス・アーク美術館副館長の川島秀一氏は、尾形家の神様である「オシラサマさえ助かればいい」とする所有者と、破損した生活用具も残そうとする現場作業員との間で生じた認識の隔たりについて述べている。そして、この齟齬の感覚も含めて「レスキュー作業」という一つのフィールド・ワークの現場だとしている。その後、救い出された破損した生活用具は、国立歴史民俗博物館の民俗展示リニューアルオープンに活用された [川島 2015:315]。

するのか、それとも最小限にとどめるのか、理想と現実の間で厳しい判断が迫られている。

先に挙げた文化財レスキュー事業の対象となったE寺には中世文書が残されていることが知られており、中世文書の救出が第一の目標となった。解体が進む中で、中世文書は無傷で発見された。桐箱に入れられ、桐箆筒の中に保管されていたことが功を奏し、数ヶ月間の雨風の影響をほとんど受けることなく、幸い盗難に遭うこともなかったからである。

しかし、中世文書の無事が確認された時点で救出作業が終了したわけではない。寺の過去帳、所有者の生活用品、衣服など、瓦礫となった庫裡の部材の間からはたくさんの文化財が出てきた。後日、所有者から、瓦礫に埋もれ泥で汚れた着物のクリーニングをお店に頼んだが、結局元には戻せず残念だったという話を聞いた。また、救出されても今後どのように自分たちで扱って良いのかわからないものも多いということを告げられた。救出の現場で、泥まみれの着物を目にした我々は、救出の対象とはならないと無意識的に判断してはいなかったか。しかし、それは所有者にとってお金をかけてでも元に戻したいと思うものであったのだ。一方で、救い出した文化財が所有者の負担になる面もあったのではない。反省すべきことも多く、悩ましい問題である。

おわりに

以上、一現場作業員の視点から、熊本市内における被災文化財の救出について、これまでの報告と今後の取り組み方についての所感を述べてきた。現状で大きな課題となっているのは、作業人員と保管場所の問題である。また、一時保管後、所有者へ返却する際、救出された被災文化財全てを所有者が引き取ることが可能かは現時点では判然としない。救出した被災文化財が所有者の負担になってしまっははどうしようもない。

被災文化財の救出現場では所有者の多くが「何かお役に立つものがあつたらどうぞ持って行ってください」とおっしゃる。何を救出し、何を残すかについて、本来は所有者の判断が第一に考慮されるべきだが、この言葉は救出現場での所有者判断の困難さ

を物語っており、実際には作業員の判断に委ねられることも多い。だからこそ、阪神大震災や東日本大震災で蓄積されてきた経験をもとに、複数の視点から慎重に判断していく必要があるだろう。

被災文化財の救出現場は、これまで知られていなかった文化財の存在が明らかになる場でもある。さらに、所有者との会話やクリーニング作業、整理作業によってより詳細な情報が得られていく。個人所有の文化財から、地域のさまざまな歴史が浮かび上がってくる。この点において、救出後の取り組み方如何で、被災文化財のあり方は全く異なるものになるのかもしれない。東日本大震災で地域の博物館としてさまざまな被災文化財救出を実施した仙台市博物館は、救出した歴史資料の積極的な活用の必要性を次のように述べている。

資料レスキュー活動を通じて、あるいはそれ以前からの活動において保全した歴史資料は、いずれも地域にとって貴重なものばかりである。そこから明らかになる歴史・文化は地域のアイデンティティを示すものであり、場合によっては地域づくりにもつながっていくだろう。(中略) 資料レスキュー活動の真価が問われるのは、単に何をどれだけ残したかではなく、それを活用し、地域に還元できるか否かにかかっているだろう。[仙台市博物館 2014: 35]

もちろん、活用＝公開をするか否かは所有者の意向を第一に尊重する必要があるが、救出された被災文化財は、その地域で育まれてきた歴史や記憶を語るものにほかならない。地域のアイデンティティや地域づくりにつながり得るものとして、救出された被災文化財を一つでも保全し、後世に残していく方法を模索したい。

特に、公費解体が進むことで、城下町をはじめとした熊本の本町並みは一変しつつある。多くの料亭や町屋、寺院の跡地に駐車場やマンションが建てられ始めている。新しい建物が建ったり、更地になったりすると、そこに何があつたのかすぐには思い出せなくなる。「災害からの復興過程で何より怖い

は、復興という名のもとに、これまで培われてきた地域文化の変遷を無視した新しい生活空間を創出させてしまうことである」[日高 2015:180]と指摘される状況は、熊本でも無関係ではない。あるいは、地震から1年が経つ今でも、ほとんど復旧が進んでいない場所が多くある【図11】。熊本城への注目が集まる一方で、危機的状況にある文化財が多くある。

被災文化財の救出活動では、「博物館は大丈夫でしたか」「博物館はいつ再開しますか」「頑張ってください」といった声をかけられることも多くあった。その度に、博物館の役割について考えさせられた。「博物館は地域の歴史変遷を表現する記憶装置として、その地域文化を表象しつづけなければならない」[日高 2015:180]のであり、そのためには、まずは当館のリニューアルオープンを進めていく必要がある。同時に、平常時の文化財に関する相談の延長線上にあるものとして、今後も可能な限り、他の機関と協働しながら、被災文化財の相談に対応していきたいと考える。

《謝辞》

被災文化財救出活動は、所有者の方々をはじめ、各関係機関の方々の多大なご協力によって実施しています。末筆ながら、ここに感謝申し上げます。

<参考文献・資料>

- 川島秀一 2015 「気仙沼市等のレスキューの概況」
全国美術館会議 東日本大震災 文化財レスキュー事業記録集分科会 全国美術館会議事務局編 『全国美術館会議 東日本大震災 文化財レスキュー事業記録集』 全国美術館会議 313～316頁
- 仙台市博物館編 2014 『仙台市博物館の資料レスキュー活動－東日本大震災後の取組み－』 仙台市博物館
- 独立行政法人国立文化財機構 九州国立博物館 2016 『平成28年度文化財防災ネットワーク推進事業－九州国立博物館の取組み－』 九州国立博物館
- 日高真吾 2015 『災害と文化財－ある文化財科学者



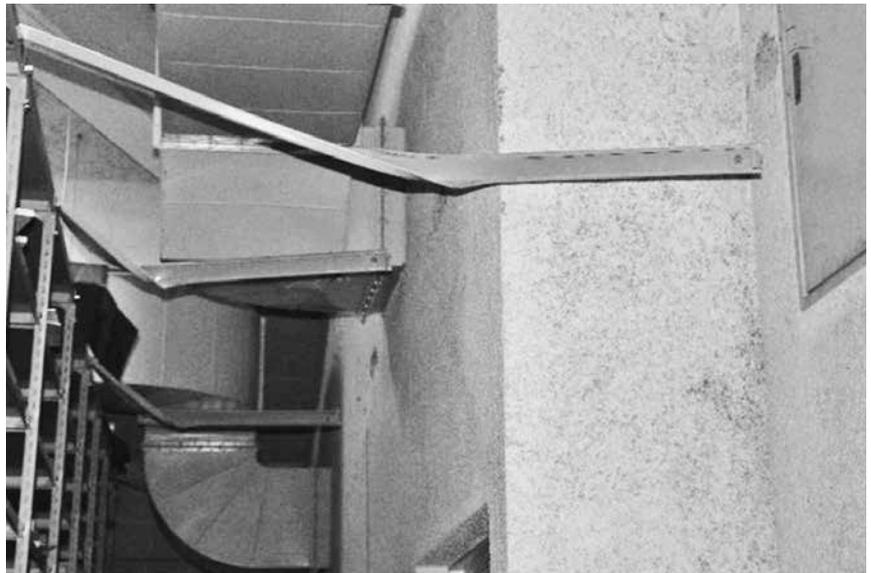
【図1】 博物館敷地内プレハブ収蔵庫被災状況



【図2】 塚原歴史民俗資料館
被災状況（収蔵庫）



【図3】 塚原歴史民俗資料館
被災状況（収蔵庫）



【図4】 ねじれた金属棒（塚原歴史民俗資料館収蔵庫）



【図5】 浸水した一時保管場所の1階部分



【図6】 A家の被災文化財で満杯となった一時保管場所

